

第 31 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 1：30～

会 場 塩川ふるさと会館 民舞伝習室

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆

2 番 大津 康男

3 番 菊地善一郎

4 番 二瓶 崇

5 番 高野 進

6 番 菅井 大輔

8 番 山口 久人

9 番 木村富士男

10 番 武藤 常雄

11 番 小林 博行

12 番 小沢 勝則

13 番 小林千代松

14 番 横山 敏光

15 番 佐藤 光伸

17 番 庄司 英喜

4 本日の総会に欠席通告した委員

7 番 齋藤 澄子

16 番 渡部 信夫

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 73 号 会務報告について

報告第 74 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 75 号 専決処分の承認を求めることについて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 171 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 172 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 173 号 現況確認証明申請について

議案第 174 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 孝 昭

次長兼農地係長 大 竹 秀 樹

農政係長 花 見 栄

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 冨 塚 裕 成

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、何かとお忙しいところ、第31回農業委員会総会ということで大変ありがとうございます。また水稻の生育につきまして、田植えも天候に恵まれて平年を上回る成育できているのかなという風に思います。引き続き、肥培管理の徹底をお願いしたいという風に思います。後ですね、梅雨入りというようなことで、明日か明後日からなどということで、週間予報を見ますと、雨の予報が出ておりまして、あっという間に梅雨に入ってくるのかなと思います。鬱陶しい日々が続きます。お体に十分留意されまして、また特にですね、熱中症対策については万全を期して、体調管理に気を付けて頂きたいと思います。またアメリカやイランということで、覚書、調停というような状況に入っています。これがですね早めに停戦していただけるというようなことで、ホルムズ海峡を開放していただきたいと願うばかりです。そうしなければ物価高騰により農業者の所得が上がっていかず、経営に影響を及ぼすということがありますので、早く終結することを期待したいというふうに思います。後、県農業会議の総会が開催されました。役員改選ということで前会長の○○○会長が長らく勤務されましたが、今回で退任ということで、後任というようなことで、今まで副会長の○○○会長が今度は理事会長というようなことで就任いたします。また副会長については、JAさくらの○○○組合長、それから伊達市農業委員会の○○○会長というようなことで、専務は引き続き菊地専務が就任し、このような状況でスタートしております。今後、この中で、色々方針が決まっていくことと思いますので、プラスになることを期待したいと思います。あと今日はですね、報告3件、それから議案4件ということで予定しておりますので、皆さまの御意見を頂戴したいという風に思いますので、よろしく願い申し上げてご挨拶に介させていただきますという風に思います。本日はよろしくお願いいたします。

(開会)

○議長

欠席委員は、先ほど事務局長からお話しあったとおり、2名ということで、7番 齋藤 澄子 委員、16番 渡部 信夫 委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第31回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員には、5番 高野 進 委員、6番 菅井 大輔 委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第73号 会務報告について」、「報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第75号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第73号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔4件を朗読、説明。〕

報告第75号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第75号 専決処分の承認を求めることについて、No.1については、17番 庄司 英喜 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔専決処分のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

今、大竹次長から大部分について説明がありましたが、私の方からも報告させていただきます。農業経営基盤強化促進法第19条地域計画変更案件No.1の現地調査結果並びに補足説明であります。令和8年5月27日水曜日9時30分頃から地域計画変更申出者の〇〇〇氏、〇〇〇行政書士が立ち合いのもと、菊地善一郎委員、大竹次長とともに調査を行いました。申請地は購入時には既に住宅や倉庫が建築されていたようでありました。購入後に解体をして、現在のようにアスファルトを舗装して使用している状況にあります。今後は農業倉庫の新築や関係者駐車場、農機具の保管場所を確保して、農業に

従事できる場所として使用できるよう努めたい。なお、今回の変更に際して、集落とも協議し了解を得ている。以上を踏まえ、案件として問題はなく、一体的な活用がなされるものと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、報告第73号から報告第75号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。報告第73号から報告第75号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、報告第73号から報告第75号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

それでは「議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、当案件中、所有権移転のNo.4を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定 3 件、No. 4 を除く所有権移転 4 件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo. 1 から No. 3 については、13番 小林 千代松 委員、所有権移転のNo.1からNo.3については、3番 菊地 善一郎 委員、No.5については、1番 鈴木 隆 委員、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo. 1 からNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農地法第 3 条の規定による権利設定のNo. 1 からNo. 3 について、申請経緯が同じことから 3 点同時に報告いたします。

去る 5 月 30 日（土）午後 1 時半より申請人の〇〇〇氏と立ち合いのもと、現地調査並びに実情の聞き取りを行いました。地目は畑で自宅から 300m 離れた場所にあり、キュウリの栽培を兼業で 4 年ほどやった経験を活かし、自営で新たにキュウリ栽培をしたいということで、今回の申請に至りました。キュウリですので、すでにビニールハウスに 3 本キュウリが植え付けられました。南側には水路があり、北側と西側には路地の畑があつて、東側の部分はリースしてお願いします。農地の集積化及び農作業の効率化、水利の調整とそのうえで、周辺地域には支障をきたす恐れはないと思われます。適正に管理され、他の農地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。設定人の〇〇〇氏、請負人の〇〇〇氏には電話にて実情を聞きました。そうした中で適正かつ有効に活用されると判断しました。

○菊地善一郎 委員

〔所有権移転のNo. 1 からNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3 番菊地です。農地法 3 条所有権移転、案件No. 1 に係る現地調査についてご報告いたします。午前 9 時 50 分頃より、〇〇〇行政書士と私の 2 人で、現

地確認及び聞き取り調査を行いました。今回いっぱいありまして、6月3日、午前9時50分頃より、〇〇〇行政書士と私の2人で、現地確認及び聞き取り調査を行いました。譲渡人〇〇〇氏、譲受人〇〇〇氏はともに委任状を提出して、許可申請手続きに関する権限を〇〇〇行政書士に委任というような形になっております。当該地は、稲村地区のバイパスの国道121号と旧121号の間に位置しておりまして、以前より、この水田は〇〇〇氏が耕作しておりまして、お互い先代の頃より、売買をする話はしていたというふうなことで、今回の権利移転になったということですが、申請につきましては、すべて水田でありまして、水利も問題なく、適正な管理が行われると考えております。なお、売買価格については、10a50万というふうなことで、近傍類似価格と比較すると高いと思い、〇〇〇行政書士伺いましたが、先代の頃より10aが50万という価格で売買するという話をしており、ちょうど譲受人が納得しているというふうなことがありましたので、付け加えさせていただきます。なお今回の申請につきましては問題ないと判断いたしました。

それから、No.2ですが、同じく農地法第3条所有権移転でございます。6月3日、午前9時より譲受人〇〇〇氏、〇〇〇行政書士と私の3人で行いました。譲渡人の〇〇〇氏は県外におられるため、行政書士に委任するというふうな話でございました。現地につきましては、譲受人〇〇〇氏が借用して自家用野菜を栽培しておりまして、〇〇〇氏が農地の管理ができないということで、〇〇〇氏に譲渡の依頼をし、今回の現地確認を実施した次第であります。なお、無償譲渡というふうな話を聞いております。今後、〇〇〇氏によって適切な管理がされるということですので、周辺農地に影響を及ぼすことなくこの案件につきましては、問題ないというふうに考えてございます。

続きまして、No.3でございます。同じく6月3日午前9時20分頃に〇〇〇行政書士と私で、現地確認をいたしました。〇〇〇氏とそれから〇〇〇氏はともに県外でございましたので現場には来られませんでしたので、〇〇〇行政書士から伺いましたが、〇〇〇氏が高齢のために耕作できない、〇〇〇氏は、県外からこちらへ移住しまして、〇〇〇氏の相続された家を購入すると

いうようなことです。その際、〇〇〇氏の畑を譲っていただくというように
ことをございますので、これも畑につきましては、家の前にありまして、耕
作するには問題ないというふうに考えてございます。以上３点報告いたしま
す。

○鈴木隆委員

〔所有権移転のNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

１番鈴木です。農地法３条所有権移転、案件No. 5 についてご説明いたしま
す。去る６月４日午後１時30分頃、譲受人の〇〇〇氏と私２人で現地確認聞
き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇氏は県外の方で、立ち合いは出来
ず後日聞き取りを行いました。譲受人〇〇〇氏は、７、８年前に、今回の譲
渡人である〇〇〇さんの住宅を借り受け、そこで野菜の栽培を行ってきまし
た。今回の案件は、〇〇〇氏の自作農地に隣接する農地であり、作業効率が
高められるために譲り受けたいとのことでした。譲渡人の〇〇〇氏によりま
すと、高齢になってきたことから、地元で頑張っている農家の方に農地を譲
り渡したいとのことでした。当該農地に関して、〇〇〇氏は今後、アスパラ
を栽培していきたいとのことでした。周辺のうちに影響を及ぼすことなく、
今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第171号の所有権移転No.
4を除く案件について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います
す。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第171号の所有
権移転No. 4を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ござ

いませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第171号の所有権移転No.4を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第171号の所有権移転No.4の案件について」を議題いたします。

なお、本案件につきましては、9番 木村 富士男 委員に関する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木村 富士男 委員の退席を求めます。事務局より朗読・説明をさせます。

※（ 9番 木村富士男委員 退席 ）

○事務局

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。案件No.4について報告をさせていただきます。6月1日、午後1時半ごろから、譲渡人の〇〇〇氏立ち会いのもとで、現地調査並びに申請内容の聞き取り調査を行いました。なお、譲受人の〇〇〇氏につきましては、県外在住ということで立ち合いが難しいということであり、現地調査当日の午前中に電話をしましたが不在で留守電に要件を伝えました。なおその後に、奥様の〇〇〇氏から折り返し電話が繋がり、譲り受けについて、意思の確認をしたところであります。譲受人は東京都板橋区に在住でありま

すが、今回申請する農地のすぐそばに住宅があることから、こちらに来て自家用野菜の栽培を楽しみたいということでもあります。なお、譲受人と懇意にしている熊倉町在住の方もおりまして、日々の管理については、その方が手伝いをしてくれるという状況にあります。今後は譲受人はもとより、友人の方の協力により、効率的な管理ができると思います。以上を踏まえて、本申請の権利移転について特に問題ないと判断をしました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第171号の所有権移転No. 4について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第171号の所有権移転No. 4について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第171号の所有権移転No. 4については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

9番 木村 富士男委員の着席を求めます。

○議長

続きまして、「議案第172号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定 1 件、所有権移転 3 件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました所有権移転のNo. 1 については、3 番 菊地 善一郎 委員、No. 2 については17番 庄司 英喜 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、権利設定のNo. 1 及び所有権移転のNo. 3 については、令和 8 年 1 月に開催した第26回総会において、「報告第61号 専決処分の承認を求めることについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○菊地善一郎委員

3 番菊地です。農地法第 5 条の所有権移転の案件No. 1 につきましてご説明いたします。5 月27日午前 9 時過ぎ頃より譲渡人・譲受人の代理人である〇〇〇行政書士、それから庄司英喜委員、大竹次長と私の 4 人で、現場確認及び聞き取り調査を行いました。現地につきましては、住宅地内にある農地として、今回住宅用地として転用、住宅建設を予定しております。申請地は宅地と宅地の間にありまして、高低差が若干課題になっておりますが、若干の傾斜をつけて造成し、また、土砂流出しないように対応する。それから、雨水については、地下浸透及び西側側溝へ流す。それから、汚水は下水道を利用するというようなことで、周辺農地は影響がないというふうに考えますのでこの申請は問題ないというふうに考えます。

○庄司英喜委員

17番庄司英喜です。報告させていただきます。令和 8 年 5 月27日10時過ぎから横浜在中の譲渡人〇〇〇氏と譲受人の株式会社〇〇〇の代表取締役〇〇〇氏の双方の代理人として、行政書士法人〇〇〇事務所の〇〇〇行政書士立ち会いのもとで、菊地善一郎委員、大竹次長とともに現地調査を行いました。

た。申請地番は案内図の通りです。福島県喜多方市合同庁舎とそのすぐそばにあります喜多方市建設事務所のすぐ近くの農地でありまして、周辺はすでに住宅化がされており、農業用の用排水に支障はないというふうに思います。また、譲受人は喜多方を中心に、注文住宅の設計を行っており、今回もモデルハウスを作るということで、若干広めの駐車場をとるということですが、これはただ単なるモデルハウスということじゃなくて、いずれは、モデルハウスを分譲するということで、しっかりしたものにするというようなことも聞いております。なお、申請地は、住宅用地確保の観点から、住居系用途地域として整理されている地域でありまして、農地の転用に支障ないものと判断しましたので報告をします。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第172号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第172号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第172号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第173号 現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読、説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされましたNo.1については3番 菊地 善一郎 委員、No.2については、6番 菅井 大輔 委員より、現地調査の結果並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。現況確認について説明いたします。5月27日午前10時半ごろより、設定人、被設定人の双方の代理人である〇〇〇行政書士、庄司委員、大竹次長、私の4人で聞き取り調査を行いました。当該地は岩月町大沢入地区にありまして、山際に隣接した傾斜地であり、現状は山林・原野というようになっています。〇〇〇氏が土地を相続し、管理をしていましたが、高齢になり、管理ができなくなり、譲渡したいというようなことで今回の申請になりました。現場は、山林・原野ということで、猪の被害それから竹が侵食し笹藪が生い茂りまして、耕作がかなり厳しいというふうに思われ、今回の申請は適正だと考えております。

○菅井大輔委員

6番菅井です。同じく、案件No.2についてご報告いたします。去る6月10日午後3時より、申請地において現地確認並びに聞き取り調査を行いました。立会人として申請人〇〇〇氏の代理である〇〇〇行政書士、農地利用最適化推進委員より〇〇〇推進委員、事務局より庄司氏が出席しております。申請人は県外在中で、この度、母屋と宅地及び農地である申請地を売却できる見通しがなかったことから、今回の申請となりました。申請地は、山際にある傾斜地により、機械での作業は到底困難に思われました。笹や雑草の中に数

本の雑木が生い茂っており原野と判断しました。申請地周辺は申請地同様に山林や原野が確認され、過去には地滑りが発生していることから、周辺農地も含め、農地への復元は現実的ではないと判断して参りました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第173号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第173号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第173号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第174号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）11件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第174号について審議します。ご意見、ご質問等を

頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。庄司英喜委員。

○庄司英喜委員

2点ほど質問させていただきますが、2番目の〇〇〇氏は、先月の総会の時も、大分ありましたよね。59筆、82,410㎡だったと思うんですけども、この部分はもともとは、多分〇〇〇で、電気工事業という形でやっておられた方だと思っているのですが、現在、〇〇〇氏が農機具の所有状況等、様々なことを加味して農業が出来る状況にあるのかが1点。先月、今月合わせて、いずれも10年間無償ということで、当然喜多方市の固定資産税、或いは土地改良の賦課金そういったものはあると思いますけれども、これは今後、所有者の方が払うのかお尋ねをしたいと思います。なお、この件については、昨日、事前通告してあります。それから3番の件、〇〇〇氏は前回或いは前々回あたりのときにも、農地の売買云々で大分議題に上がったと思いますが、この方についても、同様に0円で11年ということですので、この二人について、農業者としての対応状況。農業委員会から見て、この人たちが十分にやっていけると判断したのかというものをお尋ねします。

○事務局

まず、〇〇〇氏の農機具の所有状況ですけども、現在トラクター4台、コンバイン2台、草刈り機4台、草刈り機の内訳はアタッチメントを交換できるものが2台、自走式のものが2台、刈払機が8台、乾燥機が2台、田植え機1台を所有しているとのことでした。かなり多くの農機具を所有をしていらっしゃることで、普段どういうふうに耕作しているのか確認したところ、田植え等の繁忙期は、従業員の3から4人で作業しているとのことでした。それ以外は本人1人、もしくは同じく従業員の1人から2人で作業していると

聞いております。農機具の所有状況と耕作のやり方についてはこのようになっています。〇〇〇氏含め0円となっておりますが、こちらは賦課金、固定資産税共に所有者が支払うということで、話を聞いております。〇〇〇氏に関しては、農地を修復しているところであり、耕作できるようになってから賃借料の変更を行う予定でございます。

〇〇〇氏についてですが、3月の総会で公社との貸借を承認いただき、〇〇〇氏に勧告書を送付する予定ではありました。時間がかかってしまい申し訳ございませんが、ただいま決裁中となっております、近日中に発送する予定でございます。〇〇〇氏のこれからの耕作状況は、令和8年度の農地パトロール等と重点的に確認したいと考えております。

○庄司英喜委員

〇〇〇氏は、農業法人とかじゃなくて、〇〇〇という個人事業主で経営しているということで、必要に応じて応援に来てもらっているということ。以前はこの農地は(株)〇〇〇が変わりに引き受けているという状況だと思うんでこれは頑張って対応していただきたいという希望を持っています。

それからあと、〇〇〇氏につきましては、菅井大輔委員の近くの田んぼも当然耕作してまして、非常に、不真面目が定例の方という印象を持っています。草刈りはほぼやらないような状況。周りの人が困って、ようやく草刈をする。そういった状況の方というふうに私は判断しております。勧告書を早急に出してもらって、或いは農地パトロールを厳密にやっていただきたい。

○木戸賢治委員

〇〇〇氏に関しては、地区調整会議の中でも、相当の審議された案件でございます。今庄司委員がおっしゃった通りに、株式会社 〇〇〇が撤退した農地の管理ということで、結構軟弱地盤の農地が多くございます。〇〇〇氏と私も個人的には知り合いなんですけども、農業経験は非常に浅いです。ただ法人としてやるわけじゃなくてあくまでも個人として借り入れたいとい

うことだったので、庄司委員がおっしゃる通り、是非頑張っていたきたい。

〇〇〇氏に関しては、この件は、再設定ということで、地区調整会議の方でも、承認したところでございますので、これは仕方ないかなと思います。

○議長

その他ご意見ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第174号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第174号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第31回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）

（閉 会） 14：35